

## 大石ヘルパーステーション 運営規程（同行援護）

### （事業の目的）

第1条 株式会社大倉山起業が運営する大石ヘルパーステーション（以下、「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法」という。）に基づく指定同行援護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定同行援護を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前3項の他、関係法令等を遵守する。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 大石ヘルパーステーション
- 2 所在地 横浜市中区弥生町4-40-1

### （職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者（常勤1名）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- 2 サービス提供責任者（常勤1名以上）

サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申込に係る調整、事業所の従業者等に対する技術指導を行うほか、同行援護計画を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。

3 従業者（常勤 2名、非常勤 4名）

従業者等は、同行援護計画に基づき、障害福祉サービスの提供に当たる。

4 事務職員（常勤1名）

事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 : 月曜日から土曜日までとし、祝日も営業する。
- 2 営業時間 : 午前8:30～午後5:30
- 3 年間の休日 : 12月31日～1月3日
- 4 上記の営業時間のほか、電話等により、常時連絡が可能な体制とする。
- 5 サービス提供日 : 月曜日から日曜日までとし、祝日もサービスを提供する。
- 6 サービス提供時間 : 午前8:30～午後8:00

（主たる対象者）

第6条 事業者は、主たる対象者を以下のとおりとする。

身体障害者

難病等対象者

障害児（18歳未満の身体障害児）

（事業の内容）

第7条 この事業所が提供する事業の内容は次のとおりとする。

- 1 同行援護計画の作成
- 2 同行援護に関する内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する。

- ① 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）
- ② 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ③ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

（支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等）

第8条 事業所は、指定同行援護を提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下、「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業所は法定代理受領を行わない指定同行援護を提供した際は、支給決定障害者等から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定同行援護を行う場合は、それに要した交通費の実費の支払を支給決定障害者等から徴収することができる。なお、事業者の自動車を使用した場合の交通費は実施地域を超えた所から、片道1キロメートルあたり100円とする。
- 4 事業所は、前3項の費用の支払を受けた場合には、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し当該費用に係る領収書を交付するものとする。
- 5 事業所は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

#### (通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

横浜市 中区、南区、磯子区(一部の地域)、西区(一部の地域)

#### (緊急時等における対応)

第10条 事業所の従業者は、指定同行援護の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

#### (苦情解決)

第11条 提供した指定同行援護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定同行援護に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは提供した指定同行援護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、提供した指定同行援護に関し、法の定めるところにより、都道府県知事が行う報告若しくは提供した指定同行援護の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族から

の苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する担当者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第13条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(感染症対策に関する事項)

第14条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事務所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定に関する事項)

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業員の資質向上のため研修(前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3ヶ月以内

② 継続研修 少なくとも年1回

2 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用計画の内容とする。

4 事業所は、従業員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。

5 事業所は、利用者に対する指定同行援護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定同行援護を提供した日から5年間保持する。

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 祐和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成28年1月1日から施行する。

この規程は平成28年4月1日から施行する。

この規程は平成28年5月1日から施行する。

この規程は平成28年6月6日から施行する。

この規程は平成28年6月16日から施行する。

この規程は平成28年11月1日から施行する。

この規程は平成28年11月19日から施行する。

この規程は平成29年5月1日から施行する。

この規程は平成29年6月1日から施行する。

この規程は平成29年7月1日から施行する。

この規程は平成29年10月1日から施行する。

この規程は平成30年7月1日から施行する。

この規程は平成31年3月16日から施行する。

この規程は令和 3年4月1日から施行する。

この規程は令和 7年8月1日から施行する。

この規定は令和 8年1月1日から施行する。